

		ご意見	対応方針	最終案
国税	所得控除	① 経金特区、物流特区、情報特区 法人税の課税所得の最大 40%… → 一定の所得金額の最大 40%… (理由) 申告書別表の所得金額仮計と軽減対象所得金額のいずれか少ない金額となっているため。	「対象となる所得金額の 40%」に修正。	対応方針のとおり。
		② 経金特区主として特定経済金融活性化産業を… ③ 物流特区専ら特定国際物流拠点事業を営む… ④ 情報特区新設された法人で専ら特定情報通信事業を営むこと等… (理由) 措置法上に表現されていないため。	以下の 2 点を勧案し、現行の文案どおりとしたい。 ①おっしゃるとおり租税特別措置法では「専ら」や「主として」との文言は使用されていない。一方、沖縄振興特別措置法施行令では、これらの文言を使用して所得控除適用の前提となる事業認定（物流特区は特別事業認定）の要件を規定している（令 11、21 及び 26）。 ②総点検報告書（素案）においては、制度の課題として「専ら」要件を掲げているもの（情報特区、物流特区）もあり、制度概要欄においてもこれら文言を使用して記載した方が、課題との対応関係が明確で理解しやすいと考える。	修正なし。
	税額控除	①「超過する部分は 4 年間繰越可能」は同じ括弧書きの中の「法人税額の 20%以内」の後に続けた方がよいのでは。 (理由) 「20 億円が上限」の後に続くと、20 億円を超える部分は翌年以降使えるようにも読めるため。	ご指摘のとおり修正。	以下のとおり文言を修正。 「ただし、控除額は法人税額の 20%以内、超過する部分は 4 年間繰越可能。対象となる取得価格の合計額は 20 億円を限度。」

		ご意見	対応方針	最終案
国税	税額控除	<p>②「投資額は20億円が上限」 →「取得価額の合計額は20億円を限度」 (理由) 投資を制限するものではなく、税額控除の計算上20億円を限度としているため。</p>	ご指摘のとおり修正。	※上記対応に含める
		<p>③経金特区、物流特区、情報特区・地域、産業イノベ 「取得価額の合計額が…」 →「一の生産等設備の取得価額の合計額が」 (理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の生産等設備で判定するため。</p>	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。
		<p>④観光地域 「取得価額の合計額が…」 →「一の設備のうち一定の対象施設の取得価額の合計額が」 (理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の設備で判定するため。</p>	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。
		<p>⑤情報特区・地域、観光地域 「建物・建物附属設備：8%」 →「建物・建物附属設備、構築物：8%」</p>	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。

		ご意見	対応方針	最終案
国税	特別償却	①経金特区、物流特区、産業イノベ、離島 「取得価額の合計額が…」 →「一の生産等設備の取得価額の合計額が」 (理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の生産等設備で判定するため。	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。
		②各特区共通 「投資額は 20 億円（離島 10 億円）が上限」 →「取得価額の合計額は 20 億円（離島 10 億円）を限度」 (理由) 投資を制限するものではなく、税額控除の計算上 20 億円を限度としているため。	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。
	共通	①各特区、各税目共通 「●円超」か「●円を超える」の文言統一	「●円を超える」に統一。	対応方針のとおり。
		②各特区、事業税共通 「5か年」か「5箇年」に統一 条例は「5箇年」だが「5か年」が見やすい。	「5か年」に統一。	対応方針のとおり。
県税	不動産取得税	③物流特区 「対象事業の用に供する設備」 →「特別償却適用設備」 (理由) 特区毎に設備の定義が異なるため。	「特別償却の適用を受ける対象事業の用に供する設備」に修正。（「特別償却適用設備」だけでは分かりにくい。）	以下のとおり文言を修正。 「特別償却の適用を受けられる対象事業の用に供する設備」

		ご意見	対応方針	最終案
県税	不動産取得税	<p>③物流特区 「その新設又は増設」→ 削除 (理由) 他の特区には表現されておらず、総務省令及び県条例にもなかったため。</p>	<p>「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」において、すべての制度において「新設し、又は増設した者」との記載がある。このため、物流特区から削除するのではなく、全制度の説明に「新設又は増設」との文言を追記する。</p>	<p>全制度の文言を以下のとおり修正。 ■観光地、経金、情報、産業イノベ、離島 「…に限る。」を新設又は増設した者に対して課する…」 ■物流 ・「その新設又は増設」→削除 ・「…に限る。」を新設又は増設した者に対して課する…」</p>
	事業税	<p>④物流特区 「対象事業の用に供する設備」→ 特別償却適用設備 (理由) 特区毎に設備の定義が異なるため ⑤産業イノベ 「対象事業の用に供する設備」→ 特別償却適用設備 (理由) 特区毎に設備の定義が異なるため</p>	<p>「特別償却の適用を受ける対象事業の用に供する設備」に修正。(「特別償却適用設備」だけでは分かりにくいため。)</p>	<p>以下のとおり文言を修正。 「特別償却の適用を受けられる対象事業の用に供する設備」</p>
		<p>⑥産業イノベ 括弧中「機械及び装置並びに器具及び備品」 →「機械・装置、器具・備品」 (理由) 国税では省略表記しているため統一した方がよいと思われる</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>	<p>対応方針のとおり。</p>

		ご意見	対応方針	最終案
市町村税	固定資産税	<p>①各特区・地域共通 「その取得した年の翌年度以降5年間…」 →市町村条例の例 「新たに課されることとなった年度以後5年度分」 「最初の年度以降5年間」 「最初に課税される年度以降5年間」</p>	<p>「新たに課されることとなった年度以後5年間」に修正。</p>	<p>以下のとおり文言を修正。 「新たに課されることとなった年度以後5年度分」</p>
市町村税	固定資産税	<p>②経金特区、情報特区・地域、産業イノベ共通 括弧中「機械及び装置並びに器具及び備品」 →「機械・装置、器具・備品」</p> <p>③物流特区 括弧中「機械及び装置」→「機械・装置」</p> <p>(理由) 国税では省略表記しているため統一した方がよいと思われる。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>	<p>対応方針のとおり。</p>
		<p>(4) 表欄外表示 「※地方税については、条例を制定している自治体に限る」 の表記が産業イノベ (P548) にはない。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>	<p>対応方針のとおり。</p>

(別紙 2-3)

沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見書

令和元年 8月12日

沖縄県振興審議会 産業振興部会 (鈴木 和子)

※ 様式自由

※ 原則、要点を箇条書きで記載

1 税制の表について

税制の表に関しては、どの部会も意見を述べる委員が出なかったらいけないので、産業振興部会の範囲ではないかもしれませんが、横断的に確認し、気づいたことを自由意見として記録いたします。

(1) 国税

- ・各特区・地域及び優遇税制に共通する内容であれば表現を統一する
- ・所得控除 経金特区 (P507) 物流特区 (P486) 情報特区 (P474)
 - ①各特区共通 … ~~法人税の課税所得~~の最大40%… → ~~一定の所得金額~~の最大40%…
(理由) 申告書別表の所得金額仮計と軽減対象所得金額のいずれか少ない金額となっているため
 - ②経金特区 ~~主として~~特定経済金融活性化産業を…
(理由) 措置法上に表現されていないため
 - ③物流特区 ~~専ら~~特定国際物流拠点事業を営む…
(理由) 措置法上に表現されていないため
 - ④情報特区 新設され~~た法人で専ら~~特定情報通信事業を営むこと等…
(理由) ~~専ら~~は措置法上に表現されていないことと、再度…法人は…と記載されているため省略しても問題ない
- ・税額控除 経金特区 (P507) 物流特区 (P486) 情報特区 (P474) 観光地域 (P458) 産業イペ (P547)
 - ①各特区共通 … 「超過する部分は4年間繰越可能」は () 書き法人税額の20%以内の後に続けた方がよいのではない
(理由) 「20億円が上限」の後に続くと20億円を超える部分は翌年以降使えるようにも読めるため
 - ②各特区共通 … 「~~投資額は20億円が上限~~」 → ~~取得価額の合計額は20億円を限度~~
(理由) 投資を制限するものではなく、税額控除の計算上20億円を限度としているため
 - ③経金特区、物流特区、情報特区・地域、産業イペ 共通
「取得価額の合計額が…」 → 「~~一の生産等設備の取得価額の合計額が~~」
(理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の生産等設備で判定するため
 - ④観光地域 「取得価額の合計額が…」 → 「~~一の設備のうち一定の対象施設の取得価額の合計額が~~」
(理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の設備で判定するため
 - ⑤情報特区・地域、観光地域共通
「建物・建物附属設備：8%」 → 「建物・建物附属設備、~~構築物~~：8%」
- ・特別償却 経金特区 (P507) 物流特区 (P486) 産業イペ (P547) 離島 (P597)
 - ①経金特区、物流特区、産業イペ、離島 共通
「取得価額の合計額が…」 → 「~~一の生産等設備の取得価額の合計額が~~」
(理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の生産等設備で判定するため
 - ②各特区共通 … 「~~投資額は20億円 (離島10億円) が上限~~」 → ~~取得価額の合計額は20億円 (離島10億円) を限度~~
(理由) 投資を制限するものではなく、税額控除の計算上20億円を限度としているため
- (2) 県税 経金特区 (P507) 物流特区 (P486) 情報特区 (P474) 観光地域 (P458) 産業イペ (P547) 離島 (P597)
 - ①各特区、各税目共通
「●円超」か「●円を超える」の文言統一
 - ②各特区、事業税共通 5か年か5箇年か統一 条例は5箇年だが5か年が見やすい
 - ③物流特区 (不動産取得税)
 - ・「対象事業の用に供する設備」 → ~~特別償却適用設備~~
(理由) 特区毎に設備の定義が異なるため
 - ・「その新設又は増設」 → 削除
(理由) 他の特区には表現されておらず、総務省令及び県条例にもなかったため
 - ④事業税
 - ・物流特区
 - ・「対象事業の用に供する設備」 → ~~特別償却適用設備~~

(理由) 特区毎に設備の定義が異なるため

・産業イノベ

・「対象事業の用に供する設備」 → 特別償却適用設備

(理由) 特区毎に設備の定義が異なるため

・() 中 「機械及び装置並びに器具及び備品」 → 「機械・装置、器具・備品」

(理由) 国税では省略表記しているため統一した方がよいと思われる

(3) 市町村税 経金特区 (P507) 物流特区 (P486) 情報特区 (P474) 観光地域 (P458) 産業イノベ (P547) 離島 (P597)

①各特区・地域共通

「その取得した年の翌年度以降5年間…」 →

市町村条例の例 ・新たに課されることとなった年度以後5年度分 (最も多い表現) ・最初の年度以降5年間 ・最初に課税される年度以降5年間

②経金特区、情報特区・地域、産業イノベ共通

・() 中 「機械及び装置並びに器具及び備品」 → 「機械・装置、器具・備品」

(理由) 国税では省略表記しているため統一した方がよいと思われる

③物流特区 () 中 「機械及び装置」 → 「機械・装置」

(理由) 国税では省略表記しているため統一した方がよいと思われる

(4) 表欄外表示 「※地方税については、条例を制定している自治体に限る」

産業イノベ (P548)に表示されていない

参考資料添付 特区・地域税制比較表

2 「沖縄の魅力を生かした新産業の創出」「製造・中小企業等の振興」

産業振興部会審議済み

(1) 共通の質問事項

・検証シートにある事業費と実績値の関係はどの資料で確認できるのでしょうか？
事業費をどのように配分し、どのような成果に貢献しているのかがわかりにくい。

(2) 税制の活用

・P547に産業イノベ制度が掲載されているが、活用実績の評価や今後の課題についての分析が欲しかった。
・例えば製造業であれば、経金特区や物流特区の制度が選択され、実務的に産業イノベ制度の代わりに活用している場合が多い。
・離島は現在旅館業の設備だけ優遇税制があるが、人手不足やコミュニケーションや広報強化及び事務負担の効率化を勧めるため、どこよりも通信環境の改善やIT活用が必要と思われる。情報産業振興地域に指定されるべき地域だと考える。

(3) 企業と研究機関をマッチングさせるワンストップ窓口はあるのか？

特区・地域税制比較表

		経金特区	物流特区	情報特区	情報地域	観光地域	産業イノベ	離島
国 税	所得控除	P507 経済金融活性化特別地区において新設され、 主として 特定経済金融活性化産業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、法人税の 課税所得 の最大40%を控除できる。	P486 国際物流拠点産業集積地域において新設され国の事業認定を受けた法人で、 専ら 特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から特別事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、法人税の 課税所得 の40%を控除できる。	P474 情報通信産業特別地区において新設された 法人で専ら 特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、法人税の 課税所得 の40%を控除できる。				
	税額控除	P507 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超） の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる 投資額 は20億円が上限。 超過する部分は4年間繰越可能。 ）。	P486 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超） の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる 投資額 は20億円が上限。 超過する部分は4年間繰越可能。 ）。	P474 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超） の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる 投資額 は20億円が上限。 超過する部分は4年間繰越可能。 ）。	P458 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が1,000万円超 の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置：15%）を法人税額から控除する（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる 投資額 は20億円が上限。 超過する部分は4年間繰越可能。 ）。	P547 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超） の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる 投資額 は20億円が上限。 超過する部分は4年間繰越可能。 ）。		
	特別償却	P507 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超） の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：25%、機械・装置：50%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる 投資額 は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。	P486 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超） の場合普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：25%、機械・装置：50%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる 投資額 は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。				P547 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超） の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：20%、機械・装置、器具・備品：34%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる 投資額 は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。	P597 離島の地域内において、旅館業の用に供する 設備 で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が1,000万円超 の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に8%を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる 投資額 は10億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。

特区・地域税制比較表

		経金特区	物流特区	情報特区	情報地域	観光地域	産業イノベ	離島
国 税	関税選択課税制度		P486 国による事業認定を受けた事業者で、税関長による保税許可を受けた者は、特定の品目を除き、課税方法を原料課税又は製品課税から選択できる。					
	関税保税許可手数料の軽減		P486 国による事業認定を受けた事業者で、税関長による保税許可を受けた者は、保税蔵置場等の許可手数料が1/2に軽減される。					
	エンジェル税制	P507 経済金融活性化特別地区において事業認定を受けた法人のうち、設立から10年以内等の要件を満たす中小企業として沖縄県知事の指定を受けた法人に対して投資を行った個人は、その投資額から2,000円を引いた額を総所得金額から控除できる等、投資時点及び売却時点において優遇措置が受けられる。						
県 税	不動産取得税	P507 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。	P486 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係るの取得価額の合計額が1,000万円超の場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設に着手があった場合に限る。)に係る不動産取得税を免除する。	P474 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。	P458 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象施設である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。	P547 対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。	P597 旅館業の用に供する建物及びその附属設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。	

特区・地域税制比較表

		経金特区	物流特区	情報特区	情報地域	観光地域	産業イノベ	離島
県税	事業税	P508 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。	P487 対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。	P475 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。	P458 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象施設を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。	P547 対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える（機械及び装置並びに器具及び備品）で、これらの取得価額の合計額が500万円を超える（機械及び装置並びに器具及び備品）場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。	P597 旅館業の用に供する建物及びその附属設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。	
	固定資産税の免除	P508 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品は、これらの取得価額の合計額が100万円超）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。	P487 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置は、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。	P475 対象事業の用に供する設備で、その新設または増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品は、これらの取得価額の合計額が100万円超）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。	P458 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産で、その新設または増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。	P548 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。	P597 旅館業の用に供する建物及びその附属設備で、その新設又は増設にかかる取得価額の合計額が1,000万円超の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。	
市町村税	事業所税の軽減		P487 那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。	P475 那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。	P458 那覇市において、対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1億円超の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。	P548 那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。		